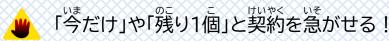
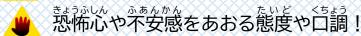
【悪質商法】

こんな手口にだまされないで!







ニヒネワ 断りづらさに付け込み、商品を売りつける!

けいゃく そんがいばいしょう しょうりってき ちしき いっぱんしょうひしゃ as 契約・損害賠償など法律的知識のない一般消費者を狙う!





でがい できばん いっぱん 被害を未然に防ぐには?

ちゅうもん する前に必ず購入・返品・解約条件を確認する

ただらず、慌てず、<u>ひとまず時間を置いて冷静に考える</u>

「いりません」「帰ってください」は、遠**慮せずキッパリ**と言う

めんどう 面倒でも複数の事業者から見積もりを取って<u>比較する</u>

_{ひとり}たいおう 一人で対応せず、信頼で<u>きる人に相談</u>したり付き添ってもらう

「トラブルは、予防するのが一番です



^{こうにゅう りょう}しょうひん さーびす こま 購入・利用した商品やサービスでの困りごとは、

そうだんせんようでんわ 相談専用電話

059-354-8264

9:00~12:00

13:00~16:00



【四日市市消費生活ナビ】

^{でんわぼんごう} ゎ 電話番号が分からないときや、土日祝日の相談は、

しょうひしゃほっとらいん いやや 『消費者ホットライン』**☎ 188** (局番なし) をご利用ください

※ 最寄りの消費生活相談窓口もしくは県の消費生活センター(又は国民生活センター)へつながります



いつの間にか「定期購入」になっていた!

定期購入であることは、分かりにくいところに小さく養売されている場合があります。解約のための電話は繋がらないことが多く、その間に次の商品がĹいたり、解約期間が過ぎてしまうなどのトラブルが多く発生しています。また、解約の案件として、手数料や定価との差額分の支払いが必要になることもあります。



簡単に報酬がもらえるはずが、 お金をだまし取られていた!

押し買いぶがん



「無料点検」「格安修理」のはずが、

ਫ਼うていがい こうがくせいきゅう 想定外の高額請求に!

》「このままだと大変なことになる」などの不安をあおる文句で契約を适られたり、値の説明で不要な工事の契約を勧められることがあります。また、「火災保険を使えば無料になる」という話で契約しても、保険釜が少額しかおりないことがあります。案件が変わったために工事の中企を前し出たにもかかわらず、高額な違約釜を講求されることがあります。



見分けるポイントとしては、メーカー台が通常価格より失幅に受い、希少な簡鉛が発達できる、振込先が個人名、所在地を検索しても事業所が確認できない、連絡手段がメールしかない、URLの装記が正規サイトと比べると少しだけ異なる、などがあります。また、購入時に入力した情報が無角されるおそれもあります。

